

令和元年度第4回 柏市立児童相談所設置に関する懇談会会議要旨

1 開催日時

令和元年10月25日（金）午後6時30分から午後8時00分

2 開催場所

柏市役所 別館 4階 第5会議室

3 出席者

(1) 委員

ア 庁外委員

小橋委員，長瀬委員，箱田委員，牧田委員

イ 庁内委員

増子学校教育部長，山崎保健所長，高木こども部長

(2) 庁内関係職員

ア 保健福祉部

小川次長（障害福祉課長事務取扱）

イ こども部 こども発達センター

黒須所長

(3) 事務局

三富こども福祉課長，友野副参事，野戸副参事，佐久間担当リーダー，酒井担当リーダー，今田主査，浅井主事，杉江主事，三橋主事，高野主事

4 配付資料

(1) 資料1 柏市立児童相談所設置に関する懇談会 第4回

(2) 資料2 障害児入所施設の在り方に関する検討会 中間報告（案）

(3) 資料3 ノーマライゼーションかしわプラン（一部抜粋）

(4) 資料4 鎌倉委員提出資料

5 内容

- (1) 開会
- (2) 資料説明について
- (3) 委員からの説明（事務局代理説明）
- (4) 意見交換

6 委員からの説明における主な内容

柏女委員（事務局代理説明）

・業務の役割分担が重要な論点である。児童相談所で実施すべき業務か、市長部局で実施すべきかという点である。

・児童相談所は虐待に特化した施設として検討してはどうか。

・療育手帳の発行と判定をどこで行うか検討が必要。昭和48年9月の厚生事務次官からの療育手帳制度に関する通知の中では、療育手帳の業務は児童相談所が実施すべきと記載されている。しかし、あくまで技術的な助言にとどまるため、市長部局で判定・発行することは検討可能ではないかと考えられる。

・医療型の障害児入所措置権は現在千葉県では児童相談所にあるが、市で実施する場合には市長部局に移譲することも検討の一つではないか。東京都においては、知事部局に権限を移譲している。

・柏市においてはこども発達センターへの移譲が考えられるが、移譲した場合の業務量が増えるため、職員体制の強化も併せて検討することが不可欠。

・資料2は柏女委員が座長を務めている障害児入所施設の在り方に関する検討会における中間報告案。

・ページ4に基本的な方向性について記載されている。①ウェルビーイングの保証、家庭的養護についての部分で、社会的養護と同様に、障害児入所施設においてもなるべく家庭に近い状態で育てていくべきだということが記載されている。例えば豊四季の光風園においてもユニット化、小規模化を検討してはどうか。

・⑤包括的支援の保証についての部分に関連して、柏市内には児童養護施設がないことから考えると、児童養護施設を整備するだけでなく、例えば障害児のグループホームを児童養護施設と併設して整備することなど検討できないか。

鎌倉委員（事務局代理説明）

・療育手帳の発行に関する県と市の業務フローについて。現状では、柏市障害福祉課、あるいは窓口サービス課が申請を受け付け、申請書を市から児童相談所に発送される。

- ・児童相談所で申請書を受付した後、児童相談所から、家庭に面談日の日程を通知する。
- ・面談日に判定に併せて医学診断を実施。医学診断は原則新規の申請者のみを対象とし、更新の場合には行わない。
- ・児童相談所で療育手帳の発行が終わると、市役所へ郵送し、市役所を通じて本人に交付される。
- ・児童相談所に申請書が到着し、判定が終わるまでおよそ2か月程度かかり、判定から療育手帳の発行までがおよそ1か月程度かかる。

7 主な意見

小橋委員

- ・9人の嘱託医を常勤1人に換算していると思うが、1人の常勤医師を確保するのはかなり困難だ。
- ・松戸市の発達センターは常勤医師1名、非常勤3名医師いるが、柏のこども発達センターの配置状況はどうか。

こども発達センター所長

- ・柏市は医療型のため、常勤の医師が設置条件。しかし、実情としては月に一回整形外科医が来所し、主に補装具の判定、リハビリの申請業務を行っている。一般の方向けに診療所を開いてはいない。
- ・松戸市は病院が先にあり、その後に療育機能を付けたという経緯がある。一方柏市の場合、発達センターの前身が柏育成園という施設だったという経緯もあり、現状のような配置となっている。

こども部長

- ・療育手帳の判定や、障害児入所施設の措置権が市に移譲されるが、柏女委員からその実施主体をどこにするのがいいかという課題提起があった。児童相談所なのか、例えばこども発達センターで行うのがいいのかなどを検討する必要がある。職員の確保や育成を含めて検討しなければならない。

小橋委員

- ・現状では、療育手帳の判定のために児童相談所が検査を行い、市の療育部門や教育部門などでも検査を行っており、二度手間となっているのが現状。そこがシームレスになればこどもへの負担や、心理職の業務量を減らせるのではないかと。その業務をどう効率化するのか、仕組みを考えるといいのではないかと。

学校教育部長

・教育委員会としても就学にあたって、療育手帳の判定内容等を共有してもらえれば、再度検査を行う必要がないという意見がある。

小橋委員

・療育手帳の判定にあたって、医師の診断を使用していない自治体もあるのではないか。

事務局

・神奈川の横浜市は療育手帳の判定にあたっては、医学診断を行っていないと聞いている。

小橋委員

・そういう方策が可能なのであれば、少ない人で業務を行うことが可能かもしれない。

保健所長

・県の児童相談所は児童相談所間の人事異動が可能。しかし、市では異動先が少ないため、異動先が限られると、同じ職員が長期間同じ職場に配置され、職員のモチベーション面、キャリアの面などで弊害が発生する可能性がある。そのような観点から考えると、心理職などの専門職の配置先を一つにせず、複数配置可能な部署を設けた方がいい。

長瀬委員

・柏市が児童相談所を設置した後、県の児童相談所と人事交流するという方法もある。

保健所長

・保健所立ち上がりの時から10年程度は県からの職員派遣があった。人事交流については、市から県への依頼となり、市が人件費を負担することになるため、継続性を保つことは難しい。児童相談所の場合どのようになるかは分からないが、保健所ではそうだった。船橋とは相互に人件費を持つ形での人事交流が出来ている。

こども部長

・千葉県もマニュアルの見直し等を行っているが、市の児童相談所設置を最大限支援するという文言を入れているので、立ち上がりの時だけでなく、継続的な支援を要望していきたい。

牧田委員

・療育手帳の判定に関して、申請と受付、発行と交付などの窓口を一元化出来れば、業務にかかる時間の短縮やミスの削減につながるため、一元化していくべき。ケースワーク業務を行いながら事務作業を行うのは負担が大きい。入力作業などは市長部局で行う

方がいい。場合によってはアウトソーシングも検討できる業務もあるかもしれない。柏女委員の、児童相談所は虐待に特化すべきという意見は傾聴に値する。

・児童相談所がケースと虐待で関わるなかで、療育手帳の判定につながるというのは数は多くないのではないか。もしあった場合にはこども発達センターにつなぐという形で対応することで支障はないのではないか。

こども部長

・障害福祉課における、療育手帳に関する業務負担はどの程度か。

保健福祉部次長

・療育手帳については、進達業務なので、他の手帳と比較すると業務負担が特に大きいということはないが、件数はそれなりにある。ボトルネックは児童相談所における医師の不足により、判定まで時間がかかることではないか。本来はこども発達センターで療育手帳などの業務を行うことが出来るといいが、現状では手帳の業務や、サービス決定など、障害関連業務はこどもから大人まで障害福祉課において行っている。

こども部長

・現状では、柏市は障害者支援における継続性を重視し、こどもから大人まで一括して障害福祉課において業務を行っている。保護者への負担軽減の視点も含めて、どのような体制がいいのか、きちんと考える必要がある。

小橋委員

・例えば常勤医師を発達センターに配置することで、支援体制を強化できるかもしれない。

牧田委員

・発達センターの初期アセスメントと、児童相談所のアセスメントの結果は同じなのか。

小橋委員

・発達センターも児童相談所もほとんど同じ検査を行っており、判定結果もほとんどその知能指数などの検査数値により決定される。検査結果が境界線に近いとき、発達の特性を加味することもあるが、ほぼほぼ判定で決まる。また、標準化された検査のため、トレーニングされた心理職が行えば、再現性のある、ブレが少ない検査である。

牧田委員

・結果が同じなのであれば、同じ検査を何度も行う必要はない。費用はかかるのか。

小橋委員

- ・人的費用がかかる。

事務局

- ・その他に、検査用紙を毎回購入する必要がある。

小橋委員

- ・検査にかかる業務を効率化出来れば、心理職が児童相談所業務に集中できる。

こども部長

- ・児童養護施設における障害児の割合や、程度の現状はどうか。

箱田委員

・資料には約3割とあるが、診断名がついている子だけでなく、疑いがある子も一定数いる。そのような子を含めると4割程度であり、他の施設も同程度と聞いている。

・就学前のこどもに対するサービスはあるが、学齢期以降、また施設を出たあとの行先で苦勞しているのが現状。障害児はもちろんだが、障害者サービスとの連携がもっとスムーズにいくといい。例えばグループホーム入所、就労支援などの面で苦勞するので、そのような点も視野に入れてほしい。

・児童養護施設にいる児童で、家に戻れる子は少ない。家族の支援なく、障害がある子が施設出た後、社会生活を送るのは非常な困難を抱えることになる。児童相談所だけでなく児童福祉施設以外の施設などとの連携が大事。

小橋委員

・すでにある施設を小規模化、グループホームにするということは、定数を減らすことになるのか、それとも変わらないという考えなのか。障害がある人を地域で見ていくというシステムを作る流れなのか、柏女委員の意見を聞きたい。

事務局

・柏女委員からは、障害児入所施設の小規模化について、そのような施設が現状十分に無いということで、基本的には定員を減らすという理解ではないと聞いている。

箱田委員

・児童養護施設から障害児入所施設に措置変更できないか探したことがあったが、空きがなく決まるまでに非常に時間がかかった。大人が多い施設にこどもが入所することが適切なのかという、いわゆる加齢児問題もある。現状の問題は何なのかを踏まえた上で、どういう形のサービス体制を地域に作るのかという方向を決めなければならない。

事務局

・鎌倉委員から事前に伺った話では、県内の施設はどこもいっばいで入所が難しい現状であると聞いている。

小橋委員

・就学前と就学後のギャップがある。関わる組織が教育に急激に変わってしまうが、スムーズに移行できる仕組みが出来ないか。他自治体でも出来ているところは少ないと思うが、今後の課題だと感じる。

学校教育部長

・学校に通っているこどもの中で、生活に課題を抱えている子には、愛着障害など保護者との関りの問題が見え隠れする。保護者も障害があるこどもの子育てに色々な課題を抱えている。どう育てていいかわからず、手が出てしまうことが多い。学校のこどもを見ていると、自尊感情、自己肯定感が低く、つい友達に手を出すことがある。そうすると、保護者をどうサポートし虐待防止を進めていくのかという視点が必要だが、教育委員会における今の体制ではそこが弱い。こども発達センターとの関りの中でそこを伸ばすことが出来ればと思う。こども支援は教育を通じ可能だが、親支援は弱い。

・スクールカウンセラーが保護者からの相談を受けるが、相談で終わってしまう。そこをケアできると本当はいい。

こども部長

・柏市ではペアレントトレーニングを家庭児童相談室や、小さい子供がいる世帯向けに児童センターで行っているが、低学年までが中心となっている。

箱田委員

・思春期になると対応が難しくなるケースがある。家庭の中で思春期の子どもが暴れたりひきこもったりすると家庭だけでは対応が困難な場合もあるため、思春期支援にも力を入れる必要がある。

・養育能力からして、家族だけでは育てきれない家庭もある。相談して、トレーニングしてなんとかなる家庭と、もっと家庭に入ってフォローする必要がある家庭がある。相談と養育支援の両方が必要。

牧田委員

・柏市が児童相談所を作るメリットは虐待が起こる前に介入が出来ること。児童相談所という名前で家庭に行くのか、ペアレントトレーニングという名前で家庭に入るのかは工夫が必要だが、虐待に至る前にケアを行い、市民の信頼を得ることが必要。

小橋委員

・国もそのために子ども家庭総合支援拠点を作っている。介入と支援の機能分化させる必要がある。

牧田委員

・介入するかどうかという判断は難しい。低空飛行でなんとかやっていたが、ここまで来たらダメという基準があり、その見極めを誤ることにより判断が遅れることがある。今現在どの程度のリスクが高まっているのかという見極めは難しい。それを別の組織でやるよりは一つで行う方がいいという考えもある。

こども部長

・そこをどう一体的にやり、どう予防するのか、中核市ならではのあり方を検討したい。市では要保護児童対策地域協議会に多くの関係機関が加入していて、その関係機関からの支援の力は非常に大きい。中核市はそことの連携がしっかりと取れていることが強み。県型のミニチュア児相ではなく、市型の児童相談所の在り方を模索したい。予防のために相談支援、連携を行いつつ、介入もししっかりと行う必要がある。

牧田委員

・ペアレントトレーニングで保護者と二人三脚で支援していたのが、ここからは介入だという判断を同じ部局で行うのは、難しい判断だが、なれ合いになってはいけないので、どういう体制にするかは開所当時から決める必要がある。

長瀬委員

・入所の状況についてページ4と5の千葉県の数と東京都の数などを比較すると、人口に比例していない。その自治体にある施設に入所している児童数なのか、それとも措置元の自治体の数か。

事務局

・その都道府県内にある施設に入所しているこどもの数が記載されている。

長瀬委員

・実際に関わっている茨城県の施設には、千葉県や東京から来ている。また、医療的なケアが必要な場合には違う施設に行くこともある。そのようなことがあるので、単純に数字だけを見て理解できないこともあることは留意する必要がある。また、近くには措置できないため、あえて遠くに措置している場合もあるのかもしれない。

こども部長

・全国どこでもいいからとにかく空いているところで探すと聞いている。

小橋委員

・入所まで必要な期間がわかると良い。措置の場合の待ち期間，契約の場合の待ち期間などのデータを出せないとは思えば良い。